

松阪市ボランティアセンター物品貸出要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、松阪市内に在住する者及び団体に対し、日常的な便宜を図るため、松阪市ボランティアセンター（以下「センター」という。）の物品の貸出しについて定める。

(備品の種類等)

第2条 貸出の種類等は、別表1のとおりとする。但し、原則として要介護認定者には車いすの貸出しはしない。

(申 請)

第3条 物品の貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は、本センター長に物品貸出申請書（様式第1号）（以下「借用書」という。）を提出する。

2 借用書は、使用日の30日前から使用日の前日までに提出しなければならない。但し本センター所長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りではない。

(貸出決定)

第4条 本センター長は、申請者より借用書を受領したときは、貸出の可否を決定する。

2 本センター長は、貸出の許可を決定した時は、物品貸出し許可決定通知書（様式第2号）を申請者に通知する。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として短期間（1ヶ月以内）とする。但し、期間が過ぎてもなお必要な場合、センター所長が適当と認めた場合に限り、借用書の再提出により、さらに貸与することができる。（電話での更新は原則としてなしとする。）

(貸出と返却)

第6条 物品は、原則として申請者が貸出場所で受取り、かつ返却する。

(破損の措置)

第7条 物品が破損、損傷若しくは滅失したときは、何人の行為によるものがあっても、申請者は速やかにセンター所長に届出なければならない。

2 破損の理由が、申請者の故意、または重大な過失による場合は、申請者の負担において修理、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(借用者の義務)

第8条 申請者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 物品を借用目的に反して使用しないこと
- (2) 物品を必要としなくなったときは、速やかに返却すること
- (3) 物品を第三者に転貸してはならないこと

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、所長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。